

論点メモ

平成 20 年 2 月 7 日

○ 損失補償債務等の評価の区分について

○ 次のように損失補償債務等を区分し、それに応じて、算定の基準を定めることとしてはどうか。

I 地方公共団体の財政的援助を受ける出資法人等の債務に対する損失補償

1 民間金融機関等からの貸付等に係る損失補償

(1) 標準評価方式

① 公表された財務諸表等から債務者区分等を判定する方法

② 経済的取引や出資団体等の支援等の事象から判定する方法

③ ①及び②の手法を組み合わせる判定する方法

④ 格付機関の格付け等の専門の第三者の評価から判定する方法

(2) 資産債務個別査定評価（DD）方式

2 国の政策金融機関の超長期貸付に係る損失補償

II 公的信用保証、制度融資等に係る損失補償

1 信用保証協会等公的保証機関の保証債務に係る損失補償

2 制度融資に係る金融機関の貸付に係る損失補償

III その他の形態の損失補償、債務保証

I 財政援助団体等の債務に対する損失補償

論点1) 国の政策金融機関の超長期貸付の扱い

- ① 財政援助団体等の債務に対する損失補償については、民間金融機関等からの通常の借入れ等に係る損失補償債務と、国の政策金融機関の超長期貸付に係る損失補償債務を区別して算定してはどうか。
- ② 国の政策金融機関からの超長期貸付としては、林業公社に対する農林漁業金融公庫の貸付だけが該当すると考えてよいか。その場合、農林漁業金融公庫が行っている債務者区分の考え方に沿って、区分することとしてはどうか。
- ③ 林業公社の債務に関し、損失補償を行っている設立団体が、特定調停等を申し立てているケースがあるが、そのような場合に考慮すべきことがあるか。

論点2) 標準評価方式に係る債務者区分と将来負担比率算入率

- ① 債務者区分としては、何段階程度が適当か。金融庁でも、基本は5段階であり、5段階程度でよいのではないか。
- ② その場合、債務者区分に応じた算入率については、各段階ごとに、画一のものとするのではなく、状況に応じて引き上げられるように、最低算入率を定めることとしてはどうか。
- ③ 債務者区分については、金融庁の区分である「正常先」、「要注意先（及び要管理先）」、「破綻懸念先」、「実質破綻先」、「破綻先」との関係を整合的なものとするか。

※ 金融庁と同じ用語を使い、かつ、整合的なものとするのが分かりやすいが、損失補償算入率と金融検査等との関係において、無用の誤解を呼ぶ恐れもあるか。

※ ③のとおり、最低算入率を定める観点からは、「実質破綻先」と「破綻先」を区分する意味は乏しい一方、要注意先と要管理先を分ける必要性は高い。

- ④ 債務者区分に応じた各段階の最低算入率を基本に、補完的に評価すべき事情があるときは、それらの事情に基づき、さらに算入率を引き上げる仕組みとし、そのための基準も一定程度示すこととしてはどうか。

※ 算入率を引き下げる方向での個別事情については、債務者区分そのものの段階の変更で対応してはどうか。

- ⑤ 将来負担比率への損失補償債務の算入率については、「第三セクター等の資金調達に関する損失補償のあり方について(中間まとめ)」「(平成19年10月17日債務調整等に関する調査研究会)も踏まえ、正常先においても、10%以上を、将来負担額に算入すべきではないか。

※ 「中間まとめ」(平成19年10月17日債務調整等に関する調査研究会)

損失補償の付与は本質的には民間企業に信用補完を与えるものであり、資金の貸付と同様一定の信用リスクが存在するものである。したがって、BIS規制上のリスクウェイトや税法上の引当金損金算入の考え方も参考にしつつ、金融機関において貸付金のリスクに応じた引当金を計上していることと同様の考え方に立って、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に規定する将来負担比率の算定上、第三セクター等の経営状況と損失補償契約の内容に応じて損失補償債務残高の一定割合を、損失補償を付与している地方公共団体の将来負担額に算入することを原則とすべきである。

※ BIS リスクウェイトの標準的手法では、国の特殊法人のリスクウェイトは10%、地方三公社の公社のリスクウェイトは20%、事業法人は100%とされている。

論点3)財務諸表による判定方式

- ① 財務諸表に基づく評価については、財務諸表の基本である貸借対照表上の「純資産の状況」及び損益計算書上の「損益の状況」を、2次元の表(マトリクス)に区分し、そ

れに基づいて、債務者区分を定めることを基本とする、ということによいか。損益については、純損益、経常損益のいずれによることを基本とするか。

- ② どのような状況の第三セクター等について、どのような区分に当てはめるべきか。その際、業種区分を設けるか。その外、創業赤字、特別利益、特別損失等留意すべき事項には何があるか。

※ 創業赤字に関しては、例えば、創業から三年以内のものについては財務状況に関わらず正常先と分類することを認めるような特例を考えるか。その後についても創業計画との関係を考慮するか。

cf.1) 金融検査マニュアル記述の留意事項

cf.2) 中小企業格付けでは、建設、不動産、卸売、小売、サービス等、7業種から8業種に分けている事例が多い。

- ③ 純資産・損益マトリクスに加え、売り上げの上昇や下降等、補完的事項として、考慮すべき事項に何があるか。これらのうち重要なものについては、濃淡を含めた一定の基準を示すことが考えられるが、どうか。

cf.) 格付機関の財務指標

- ④ 損失補償を受けている第三セクターには、会社法法人以外に、民法法人及び住宅供給公社、その他の形態の会社も含まれるが、同様の基準で行うこととしてよいか。

- ⑤ 財務諸表の信用性を確保するために何が必要か。25%以上出資法人等については、監査委員の監査の際に、専門家の協力も得て、財務諸表の正当性についてチェックしたものを原則とするか。

cf.1) 一定の要件をみたす会社法法人及び公益法人に係る会計監査人監査の義務又は要請に加え、「第三セクターに関する指針」(平成15年12月12日総経第398号自治財政局長通知)では、それ以外の第三セクターについても、可能な限り

公認会計士等による外部監査を受けるよう指導監督を行うよう、技術的助言をしている。

cf.2)中小企業格付では、「税理士が関与した決算書」が 5 期以上あること、を条件としているものがある。

cf.3)地方自治法上の外部監査人については、弁護士、公認会計士、監査に関する有識者に加え、税理士も有資格者とされている。

論点4)経済的取引等の事象から判定する方法

- ① 経済取引上の外形的基準の項目については、損失補償等の財政支援を受けている第三セクター等についても、基本的に、民間企業と同様の考え方で適用することで構わないか。
- ② その場合、法的整理(再建型・清算型)の申立、税の滞納、銀行取引又は元利金支払状況等が考えられるが、どのようなケースに、どのような債務者区分に該当するとすべきか。
- ③ 地方公共団体が財政的援助を行う団体の場合、地方公共団体の補助金や貸付金、損失補償等の支援により元利金支払等が滞ることが少ないため、元利金支払等に係る地方団体の支援等を考慮すべきではないか。

論点5)上記の手法を組み合わせる判定する方法その他留意事項

- ① 例えば、地方公共団体からの補助金等によって損益が黒字である場合等、財務諸表と経済的取引等の事象の関係について、一定程度の基準を示すことについて、どのように考えるか。
- ② 当該法人以外の者の所有する不動産に担保がある場合、当該地方公共団体以外の

債務保証等がある場合等、他の信用補完措置がある場合に、将来負担比率算入率について、一定の考慮を行うか。

- ③ 小規模法人の少額の損失補償がいくつかある場合などには、中小企業に対する貸付債権に関して BIS 規制上一括した取扱いを認めていること等も踏まえ、一定の条件を付して、例えば、単純に損失補償額の 50%とする方法等、さらに簡易な方法の導入も考えられるが、必要性があるか。

論点6) 格付機関の格付け等から判定する方法について

- ① 金融庁の BIS 規制上の適格格付け機関の格付がある場合については、それに基づいて区分することを容認してもよいのではないか。その場合において、それぞれの格付けに応じ、どの段階に区分し、どのような損失補償算入率とすることがよいか。

※ 例えば、BB 格以上は正常先等。

※ その場合、格付け機関が把握しているデフォルト確率との関係は、どのように考慮するか。

- ② 損失補償の対象となる第三セクター等は、中堅企業、中小企業規模のものが多いことも踏まえ、中小企業・中堅企業向けの格付けを用いることも容認するか？その場合、それぞれの格付けに応じ、どの段階に区分し、どのような損失補償算入率とすることがよいか。

論点7) 資産債務等個別査定評価(DD)方式

- ① 資産債務等の個別査定評価方式の基準については、いずれにしても、地方公共団体の自らによる査定に委ねることとなるが、その場合、基準として記述すべき事項には、どのようなものがあるか。棚卸資産や土地の時価評価等、原則的なことを記述する

か。

- ② 個別方式の場合は、その中で、他の信用リスク補完手段との関係や損失補償契約の評価等についても、合わせて評価するということによいか。
- ③ その場合において、地方公共団体の査定の透明性を担保する観点から、監査委員の監査に加え、手続き面で記述すべきことがあるか。

※ デューデリジェンスの専門家等を交えた評価委員会の設置等を要請するか。また、一定の会計監査人のチェックを、要請するか。

- ④ 経営が悪化しており抜本的な再建策又は処理策が必要になっていると考えられる第三セクター等の損失補償債務等の評価に当たっては、個別査定評価方式による算定を検討すべき、と要請することについてどのように考えるか。

Ⅱ 公的信用保証、制度融資等に係る損失補償

論点8)信用保証協会等公的保証機関の保証債務に係る損失補償

- ① 公的保証機関として検討対象とするのは、信用保証協会、農業信用基金協会及び漁業信用基金協会ということによいか。
- ② その場合、対象年度末の損失補償残高に平均残存年数を乗じた額に、対象年度の損失補償実行率(対象年度における損失補償実行額(当該公的保証機関に損失補償金として支払ったネットの額)を対象年度前年度末の損失補償残高で除した率)を乗じた額を基本とすることとしてはどうか。
- ③ 対象年度に特殊事情がある場合における対象年度前の合理的な範囲内の期間の平均、損失補償対象債権を区分することが合理的な場合における区分の設定等、精

緻化を図る手法については、地方公共団体の裁量で実施できるようにすることを容認してもよいのではないか。

※ 地方公共団体が自主的に精緻化を図った場合においては、原則として、維持することが前提となるべきではないか。

論点9)制度融資に係る金融機関の貸付に係る損失補償

- ① 金融機関と地方公共団体の契約に基づき、金融機関が不特定多数の事業者等に融資を行う場合において事業者等が行う融資に伴う損失の損失補償契約を締結している場合があるが、これらについても、公的保証機関への損失補償と同様の手法によることとしてよいのではないか。

※ 対象年度末の融資残高に平均残存年数を乗じた額に、対象年度の損失補償実行率(対象年度における損失補償実行額(当該融資機関に損失補償金として支払ったネットの額)を対象年度前年度末の融資残高で除した率)を乗じた額を基本とする。

- ② この場合においても、対象年度に特殊事情がある場合における対象年度前の合理的な範囲内の期間の平均、損失補償対象債権を区分することが合理的な場合における区分の設定等、精緻化を図る手法については、地方公共団体の裁量で実施できるようにすることを容認してもよいのではないか。

Ⅲ その他の形態の損失補償、債務保証について

論点 10)その他の形態の損失補償、債務保証について

- ① その他の形態の損失補償において、総務大臣が、損失補償残高の将来負担算入率について統一の基準を定めるべきものとして、どのようなものが考えられるか。

※ これらについては、地方公共団体へ照会することとしてはどうか。

- ② 統一の基準を定める必要性が乏しい特殊な債務保証や損失補償については、当面、それぞれ当該地方公共団体において、過去の実績その他合理的と考えられる手法で算定することとしてはどうか。

IV その他の論点

論点 11) 評価結果の開示、公表、守秘等について

- ① 評価結果の開示、公表、守秘等について、関係法律の規定も踏まえ、個々の法人に対する評価結果の公表についてはどのように考えるか。

- ※ 地方自治法に基づく法人の経営状況の監査、報告
- ※ 健全化法に基づく算定書類の備え付け義務
- ※ 情報公開法
- ※ 個人情報保護法
- ※ 情報開示に伴う損害に対する国家賠償法

以上